

## 告示後住宅の解消を国に要請

当会では、10月23日、防衛本省(東京・市ヶ谷)に赴き、厚木基地周辺において長年の懸案となっている告示後住宅の現状等を説明し、問題の早急な解消を要請しました。

これは、住宅防音施策を主管する地方協力局の幹部異動にあわせて行ったもので、応対した同局の中村局長からは、「大きな問題であり、何らかの方法で解消する必要がある。まずはよく勉強したい」とのコメントがありました。

本年3月の艦載機移駐以降、騒音については一定の軽減が図られつつあるものの、米軍の運用上の所要如何では再び激しい騒音が撒き散らされる恐れなど、予断を許さない状況は全く変わっていません。



大石会長から資料を受け取る中村局長(右側)

このような現状から、当会では、今後も粘り強く、本問題の早急な解消に向け、活動を続けていくこととしています。(「告示後住宅」については、裏面で詳しく解説しています)

## 外来米軍機が断続的に飛来

11月12日から13日にかけて、米海軍三沢基地に展開するEA-18Gグラウラー電子戦機(表紙挿絵参照)の編隊が飛来し、基地周辺に轟音を響かせました。

また、10月上旬から中旬にかけては、沖縄・普天間基地のMV-22オスプレイも頻繁に離着陸を繰り返しています。

日米両政府間では、「空母艦載機移駐後も海軍ヘリ部隊、外来機その他の部隊が厚木飛行場を引き続き使用し、同飛行場は日米同盟にとり重要な基地として維持される」旨が合意されており、文字通り、米軍の所要に即した使用が続いているといえる状況です。

艦載機の本拠は岩国に移ったものの、厚木基地内の広大な住宅地区や、基地の使用と密接な関係にある関東周辺の訓練空域の設定等は、移駐前と何ら変わりがありません。

基地周辺の住環境の改善・維持のため、このような米軍の運用については、しっかりと注視していくことが重要です。

# 厚木住防通信

Vol. 2 / 2018.12



### —— 厚木基地周辺住宅防音工事協力会について ——

当会は、厚木基地周辺に発注される住宅防音工事に関し、関係諸官庁への要請、住民への協力等により、地域の住環境の改善を図ることを目的とする団体です。また、地元住民組織(厚木基地周辺の騒音対策を考える会、厚木基地周辺復旧工事・外郭防音工事促進協議会)や、全国各地に所在する他の基地周辺の防音工事協力会とも連携を図りながら、住民本位の施策の実現を目指した活動を展開しています。

防音工事に関する施策その他掲載内容、  
バックナンバーについてのお問合せは  
協力会事務局 046-261-0799 (TEL・FAX)  
又は  
[www.daichou.co.jp/contact2/](http://www.daichou.co.jp/contact2/) まで

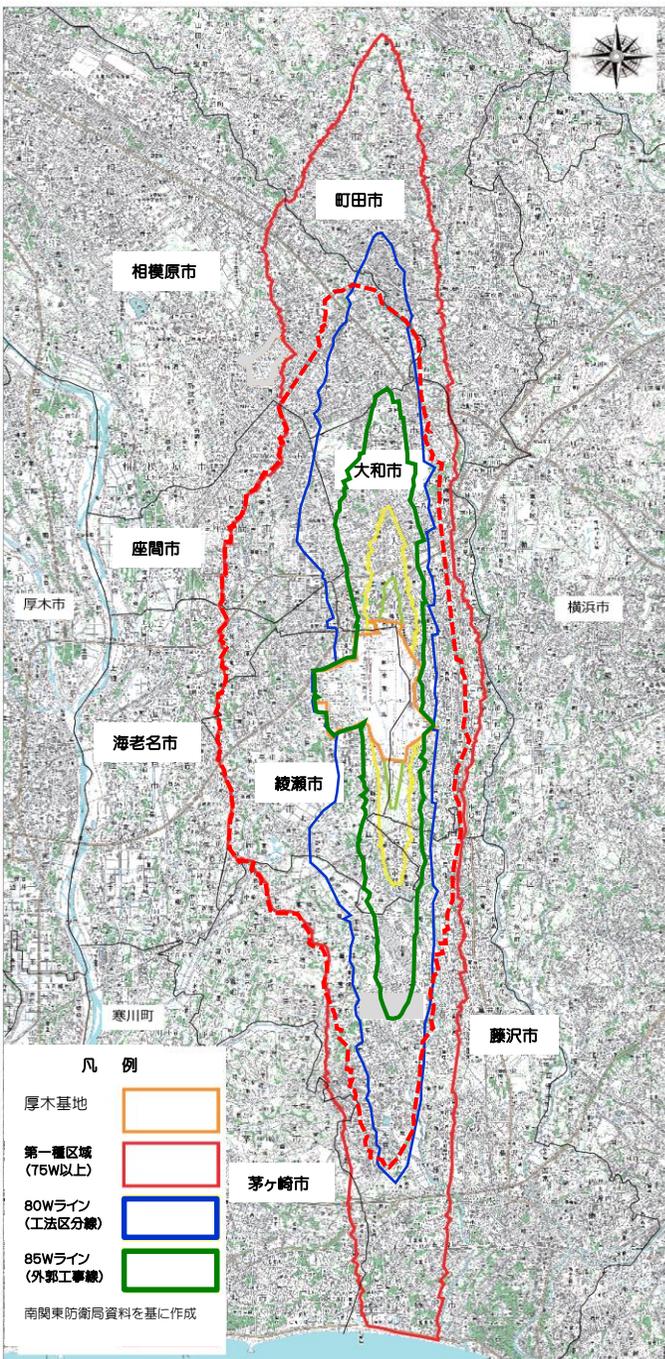
厚木住防通信 Vol. 2 / 2018.12  
毎月1回・1日発行

厚木基地周辺住宅防音工事協力会

〒242-0018 神奈川県大和市深見西2-4-14

TEL・FAX 046(261)0799  
<http://www.daichou.co.jp/cooperative>

# 【図1】住宅防音工事対象区分

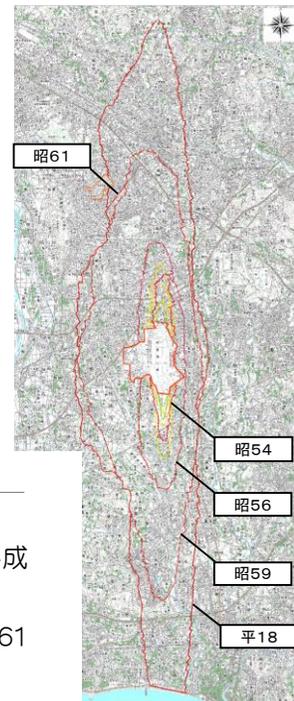


## Key Word キーワード解説

## 「告示後住宅」(その1)

本年秋、厚木基地周辺4市の市議会は、80W及び75W区域の告示後住宅並びに外郭防音工事の実施について、関係先(衆・参両院議長、内閣総理大臣、防衛大臣等)あてに、意見書の送付を行いました。今回は、この「告示後住宅」について、その成り立ち、問題点等を解説します。

## 【図2】区域指定告示経過



(南関東防衛局資料を基に作成)

### 《発生までの流れ》

住宅防音施策の根拠法(防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律4条)では、“音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する区域に当該指定の際現に所在する住宅”が、防音工事の助成対象とされています。

厚木基地については、昭和54年に最初の指定(官報告示)がなされ、以降も騒音状況の変化を踏まえ、昭和56年、59年、61年、平成18年と、計5回の告示が行われました。

(右側の図2が実際の告示線で、基地の近くから徐々に拡大していった様子が判ります。)

一方、これまで国は、告示に際し、“前回の告示区域の解除と、当該区域の再指定を含む新たな区域の指定”すなわち「再告示」方式ではなく、“前回の告示区域を除いた新たな区域のみの指定”すなわち「追加告示」の方式を採用してきました。

このため、基地から遠く騒音度が低くても助成対象になる住宅と同時期に建てられ、より基地に近く騒音度が高いにもかかわらず、助成対象にはならない住宅、いわゆる「告示後住宅」が発生してしまったのです。

### 《一時的な解消と再発の経過》

告示後住宅は全国の基地周辺で問題化し、国会でも取り上げられました。このため、国は平成6年に訓令を定め、“指定の際現に所在する住宅以外の住宅”であっても、一定の区域・期日に現に所在するものに関しては助成対象に含めるという措置を図り、厚木基地についても昭和61年告示までの間に生じた告示後住宅は、ひとまず解消されました。

ところが、国は、指定区域の一部解除を含む平成18年の区域見直しに際し、再び「追加告示」の方式を採ったことから、告示後住宅が再発してしまったのです。

### 《現状と問題点》

このため国は、対応策として、“当面、(環境整備法4条により指定した第1種区域(75W以上)のうち)85W以上の区域内(左側の図1の緑色線内)で、告示後住宅に対する助成を実施”することとし、第1種区域内の各地で開催した住民説明会においてその旨を周知した上で、措置を図りました。

しかしながら、その後、残る80W及び75W区域内の、およそ7万戸に及ぶ告示後住宅(図1の緑色線から外側に向かって、赤色の点線までのエリア内に所在する、昭和61年9月11日から平成18年1月17日までに建てられた住宅)に係る措置については、現在に至るまで、何らの具体的方針も示されていない状態が続いてきているのです。

(次号では、問題点の続きと解決への道筋及び告示後住宅エリアの町名一覧を掲載する予定です。)

### ——署名活動の開始について——

当会では、告示後住宅問題に係る現状を踏まえ、その解決を推進するための署名活動を始める予定です。ご協力を戴ける方は、事務局(裏面)までご連絡ください。